

庁名 青森地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
民事訴訟	通常訴訟	8					17				6	11	6100円	7000円	左記の料金は、当事者数が2名までの額です。 当事者が1名増すごとに①郵便切手の場合は1220円分を追加してください。 (内訳)500円2枚、110円2枚 ②予納金の場合は1000円を追加してください。 ※1 予納金の場合は、裁判所に申立て後、裁判所から発行される「保管金提出書」により納付してください。納付の際、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。	
	手形訴訟	8					17			6	11	6100円	7000円	同上		
	小切手訴訟	8					17			6	11	6100円	7000円	同上		
	少額訴訟	8					17			6	11	6100円	7000円	同上		
民事調停	民事調停						4		6			10	840円	4000円	左記の料金は、当事者数が2名までの額です。 当事者が1名増すごとに①郵便切手の場合は210円分を追加してください。 (内訳)110円1枚、50円1枚、10円5枚 ②予納金の場合は1000円を追加してください。 ※1に同じ。	
	特定調停						3						330円	3000円	左記の料金は、当事者数が2名までの額です。 当事者が1名増すごとに①郵便切手の場合は330円分を追加してください。 (内訳)110円3枚 ②予納金の場合は1000円を追加してください。 ※1に同じ。	
支払督促	支払督促	2					3						1330円	7000円	郵便切手の場合は、左記の郵便切手のほか、通常はがき1枚を納付してください。 左記の料金額と通常はがきの枚数は、当事者数が2名までのものです。 当事者が1名増すごとに①郵便切手の場合は1220円分と通常はがき1枚を追加してください。 (郵便切手の内訳)500円2枚、110円2枚 ②予納金の場合は1000円を追加してください。 ※1に同じ	
和解	訴え提起前の和解	2					2						1220円	3000円	左記の料金は、当事者数が2名までの額です。 当事者が1名増すごとに①郵便切手1220円分を追加してください。 (内訳)500円2枚、110円2枚 ②予納金の場合は1000円を追加してください。 ※1に同じ	
公示催告	公示催告	2	2				6						2360円			

カテゴリー	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額、郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事雑	訴訟費用額確定処分	2					3						1330円	2000円	左記の料金は、当事者数が2名までの額です。 当事者が1名増すごとに①郵便切手1220円分を追加してください。 (内訳) 500円2枚、110円2枚 ②予納金の場合は1000円を追加してください。 ※1に同じ